

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 6 月 29 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700009 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700051 号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における別表1の第1欄に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の同欄に掲げる期間の標準報酬月額については、同表の第5欄のとおりとする。

別表1の第1欄に掲げる期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表1の第1欄に掲げる期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 6 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額の記録が、給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を、控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、別表1の第1欄に掲げる期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）及び事業主の回答により、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算出される請求者の当該期間の標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標

準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表1の第1欄に掲げる期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書(写)により確認できる厚生年金保険料控除額又は当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から、それぞれ同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表1の第1欄に掲げる期間について、請求者の主張どおりの報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、年金事務所が保管する請求者に係る平成22年から平成26年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(写)に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、上記給料支払明細書(写)において確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、別表2の第1欄に掲げる期間について、請求者から提出された給料支払明細書(写)により、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算出される標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

別表 1

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
期 間	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	控除額に見合う標準報酬月額	訂正前(オンライン記録)の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
平成 22 年 9 月	32 万円	30 万円	26 万円	30 万円
平成 22 年 10 月	32 万円	32 万円	26 万円	32 万円
平成 22 年 11 月	32 万円	34 万円	26 万円	
平成 22 年 12 月	32 万円	38 万円	26 万円	
平成 23 年 1 月及び同年 2 月	38 万円	38 万円	26 万円	38 万円
平成 23 年 3 月から同年 6 月まで	38 万円	41 万円	26 万円	
平成 23 年 7 月及び同年 8 月	38 万円	44 万円	26 万円	
平成 23 年 10 月から平成 24 年 6 月まで	47 万円	44 万円	41 万円	44 万円
平成 24 年 7 月から平成 25 年 7 月まで	47 万円	47 万円	41 万円	47 万円
平成 25 年 8 月	47 万円	50 万円	41 万円	

別表 2

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
期 間	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	控除額に見合う標準報酬月額	オンライン記録の標準報酬月額
平成 22 年 6 月から同年 8 月まで	26 万円	30 万円	26 万円
平成 23 年 9 月	41 万円	44 万円	41 万円
平成 25 年 9 月から平成 26 年 7 月まで	47 万円	50 万円	47 万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700016 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700052 号

## 第 1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における平成 15 年 4 月 11 日の標準賞与額を 1 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 4 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 4 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社において、平成 15 年 4 月に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

賞与明細書の写しを提出するので、調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された「平成 15 年春季賞与明細書」(写) 及びA社の元代表取締役の陳述により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、「平成 15 年春季賞与明細書」(写) において確認できる支給日から、平成 15 年 4 月 11 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、「平成 15 年春季賞与明細書」(写) により確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成15年4月11日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。